

第 12 回 NPO 法人ウッドデッキ (WD) 理事会 議事次第

日時：2026 年 4 月 9 日 (木) 15:30-16:30

方法：zoom によるオンライン

議案：

- 第 1 号議案 第 10 回及び第 11 回議事録報告
- 第 2 号議案 2025 年度決算報告 (案)
- 第 3 号議案 監査報告
- 第 4 号議案 来年度の理事
- 第 5 号議案 2026 年度ウッドデッキ賞選考
- 第 6 号議案 県指定 NPO 法人制度について
- 第 7 号議案 その他

配布資料：

資料 1	第 10 回理事会 議事録.....	1
資料 2	第 11 回理事会 議事録.....	3
資料 3	決算報告書 (第 4 期、令和 7 年度)	4
	※資料 3 参考資料.....	9
資料 4	監査報告書	10
資料 5	定款抜粋.....	11
資料 6	【非公開】ウッドデッキ賞候補者リスト 2025.....	13
資料 7	表彰規程.....	14
資料 8	県指定 NPO 法人制度について.....	16
資料 9	公益社団法人と NPO 法人の比較.....	18

第10回 NPO法人ウッドデッキ（WD）理事会 議事録

1. 開催日時：2025年10月31日（金）12:15-12:45, 16:30-17:00

2. 開催方法・場所：対面・北海道大学獣医学研究院東会議室

3. 出席者の数：6名

対面 渡辺（代表理事・議長）、カセム（理事）、山極（理事）、秋山（監事）

委任状 ヴィーツォレック（理事）、濱口（理事）

事務局：辻

4. 議案：

第1号議案 前回9回議事録報告

第2号議案 シンポジウム2025及び立命館慶祥中学校・高等学校対話会の確認

第3号議案 シンポジウム2026の企画検討

第4号議案 会員入会申込書の変更

第5号議案 旅費規程の提案

第6号議案 その他

5. 議事の経過の概要及び議決結果

第1号議案 前回議事録報告

議長は、前回議事録について報告し、これが確認された。

第2号議案 シンポジウム2025及び立命館慶祥中学校・高等学校対話会の確認

議長は、シンポジウム2025及び立命館慶祥中学校・高等学校対話会について説明し、これが確認された。

第3号議案 シンポジウム2026の企画検討

議長は、次年度のシンポジウム（シンポジウム2026）について、京都を候補として開催することを提案し、その承認を求めたところ、満場異議なく可決した。

第4号議案 会員入会申込書の変更

議長は、会員入会申込書の変更（「経歴・専門分野・関心領域等」の追加等）を提案し、その承認を求めたところ、満場異議なく可決した。

第5号議案 旅費規程の提案

事務局より、資料5-1旅費規程（案A）（上限あり）及び、資料5-2旅費規程（案B）

(上限なし)について説明があった。議長は、宿泊費の上限がある、旅費規程(案A)(上限あり)を提案し、その承認を求めたところ、満場異議なく可決した。なお、宿泊費にかかる別表については、今回のシンポジウムにかかる実績をもとに別に作成することとなった。

第6号議案 その他

その他、自由に意見交換を行った。主な内容は、以下のとおり。

(今後のシンポジウムについて)

・シンポジウム2027以降の開催候補としては、宮崎・鹿児島という可能性がある。

以上ですべての議事は終了した。

2025年11月18日

議長

渡辺美代子



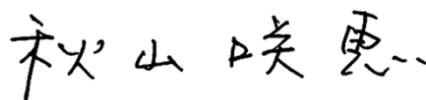
議事録署名人

モンテ・カセム



議事録署名人

秋山咲恵



第11回 NPO法人ウッドデッキ(WD)理事会 議事録

1. 開催日時：11月19日(水)～11月26日(水) 23:59
 2. 開催方法：メール審議(メール議決)
 3. 出席者の数：5名
渡辺(代表理事・議長)、カセム(理事)、山極(理事)、濱口(理事)、秋山(監事)
 4. 議案：
議案1：旅費規程別表(第6条第1項関係)(案)の承認
議案2：新規入会希望者の入会可否
 5. 議事の経過の概要及び議決結果
 - 1) 議案1：旅費規程別表(第6条第1項関係)(案)の承認
旅費規程別表(第6条第1項関係)(案)の意見及び議決を行い、賛成多数でこの案を承認した。
議案1 議決結果：(賛成5、反対0、保留0)
 - 2) 議案2：新規入会希望者の入会可否
山内太郎氏の入会希望について意見及び議決を行い、賛成多数で入会が承認された。
議案2 議決結果：(賛成5、反対0、保留0)
- 以上ですべての議事は終了した。

2025年12月1日

議長

渡辺美代子

議事録署名人

山極 幸一

議事録署名人

秋山 咲穂

決 算 報 告 書

第 4 期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

特定非営利活動法人 ウッドデッキ

神奈川県横浜市栄区本郷台2丁目25番11

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 ウッドデッキ

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

【経常収益】

【受取寄付金】

受取寄付金 2,000,000

【その他収益】

受取 利息 1,275

雑 収 益 1,285 2,560

経常収益 計 2,002,560

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費 892,100

諸 謝 金 22,274

印刷製本費(事業) 63,877

会 議 費(事業) 62,964

旅費交通費(事業) 586,408

広告宣伝費(事業) 10,065

接待交際費(事業) 11,615

支払手数料(事業) 4,884

その他経費計 1,654,187

事業費 計 1,654,187

【管理費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

印刷製本費 24,833

会 議 費 36,300

旅費交通費 76,000

通信運搬費 46,750

消耗品 費 23,760

広告宣伝費 10,065

支払手数料 1,650

その他経費計 219,358

管理費 計 219,358

経常費用 計 1,873,545

当期経常増減額 129,015

【経常外収益】

経常外収益 計 0

【経常外費用】

経常外費用 計 0

税引前当期正味財産増減額 129,015

当期正味財産増減額 129,015

前期繰越正味財産額 581,066

次期繰越正味財産額 710,081

貸借対照表

特定非営利活動法人 ウッドデッキ

[税込] (単位:円)
令和 8年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

710,081

現金・預金 計

710,081

流動資産合計

710,081

資産合計

710,081

《負債の部》

【流動負債】

流動負債合計

0

負債合計

0

《正味財産の部》

前期繰越正味財産

581,066

当期正味財産増減額

129,015

正味財産合計

710,081

負債及び正味財産合計

710,081

財 産 目 録

特定非営利活動法人 ウッドデッキ

[税込] (単位:円)
令和 8年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

710,081

現金・預金 計

710,081

流動資産合計

710,081

資産合計

710,081

《負債の部》

【流動負債】

流動負債合計

0

負債合計

0

正味財産

710,081

損益計算書

特定非営利活動法人 ウッドデッキ

[税込] (単位:円)

自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日

【経常収益】		
【受取寄付金】		
受取寄付金	2,000,000	
【その他収益】		
受取利息	1,275	
雑収益	1,285	
経常収益計		2,002,560
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
業務委託費	892,100	
諸謝金	22,274	
印刷製本費(事業)	63,877	
会議費(事業)	62,964	
旅費交通費(事業)	586,408	
広告宣伝費(事業)	10,065	
接待交際費(事業)	11,615	
支払手数料(事業)	4,884	
その他経費計	1,654,187	
事業費計		1,654,187
【管理費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
印刷製本費	24,833	
会議費	36,300	
旅費交通費	76,000	
通信運搬費	46,750	
消耗品費	23,760	
広告宣伝費	10,065	
支払手数料	1,650	
その他経費計	219,358	
管理費計		219,358
経常費用計		1,873,545
当期経常増減額		129,015
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		129,015
当期正味財産増減額		129,015
前期繰越正味財産額		581,066
次期繰越正味財産額		710,081

活動計算書比較表（第1期－第4期）

特定非営利活動法人 ウッドデッキ	第1期 (円)	第2期 (円)	第3期 (円)	第4期 (円)
【経常収益】				
【受取寄付金】				
受取寄付金	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
【その他収益】				
受取利息		3	546	1,275
雑収益			300,516	1,285
経常収益計	1,000,000	2,000,003	2,301,062	2,002,560
【経常費用】				
【事業費】				
(人件費)				
人件費計	0	0	0	0
(その他経費)				
業務委託費	135,880	715,000	1,139,077	892,100
諸謝金	68,754	83,308		22,274
印刷製本費(事業)		99,836	69,069	63,877
会議費(事業)	37,240	117,560	82,700	62,964
通信運搬費(事業)	29,243			
旅費交通費(事業)	322,112	433,790	286,651	586,408
広告宣伝費(事業)	64,190	6,930	6,930	10,065
接待交際費(事業)	90,000	93,416	315,190	11,615
支払手数料(事業)	3,327	4,950	5,720	4,884
その他経費計	750,746	1,554,790	1,905,337	1,654,187
事業費計	750,746	1,554,790	1,905,337	1,654,187
【管理費】				
(人件費)				
人件費計	0	0	0	0
(その他経費)				
印刷製本費		19,855	40,037	24,833
会議費	64,940	36,300	36,300	36,300
旅費交通費	5,070	1,820	42,730	76,000
通信運搬費	33,165	22,110	44,590	46,750
消耗品費	60,258	23,760	26,290	23,760
広告宣伝費	5,940	6,930	6,930	10,065
支払手数料	3,943	605	1,550	1,650
設立費	18,003			
研修費	8,000			
その他経費計	199,319	111,380	198,427	219,358
管理費計	199,319	111,380	198,427	219,358
経常費用計	950,065	1,666,170	2,103,764	1,873,545
当期経常増減額	49,935	333,833	197,298	129,015
【経常外収益】				
経常外収益計	0	0	0	0
【経常外費用】				
経常外費用計	0	0	0	0
税引前当期正味財産増減額	49,935	333,833	197,298	129,015
当期正味財産増減額	49,935	333,833	197,298	129,015
前期繰越正味財産額	0	49,935	383,768	581,066
次期繰越正味財産額	49,935	383,768	581,066	710,081

活動計算書比較表（第1期－第4期）（増加数）

特定非営利活動法人 ウッドデッキ	第1期→第2期 増加数(円)	第2期→第3期 増加数(円)	第3期→第4期 増加数(円)
【経常収益】			
【受取寄付金】			
受取寄付金	1,000,000	0	0
【その他収益】			
受取利息	0	0	0
受取利息	3	543	729
雑収益	0	300,516	△ 299,231
経常収益計	1,000,003	301,059	△ 298,502
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
業務委託費	579,120	424,077	△ 246,977
諸謝金	14,554	△ 83,308	22,274
印刷製本費(事業)	99,836	△ 30,767	△ 5,192
会議費(事業)	80,320	△ 34,860	△ 19,736
通信運搬費(事業)	△ 29,243	0	0
旅費交通費(事業)	111,678	△ 147,139	299,757
広告宣伝費(事業)	△ 57,260	0	3,135
接待交際費(事業)	3,416	221,774	△ 303,575
支払手数料(事業)	1,623	770	△ 836
その他経費計	804,044	350,547	△ 251,150
事業費計	804,044	350,547	△ 251,150
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
印刷製本費	19,855	20,182	△ 15,204
会議費	△ 28,640	0	0
旅費交通費	△ 3,250	40,910	33,270
通信運搬費	△ 11,055	22,480	2,160
消耗品費	△ 36,498	2,530	△ 2,530
広告宣伝費	990	0	3,135
支払手数料	△ 3,338	945	100
設立費	△ 18,003	0	0
研修費	△ 8,000	0	0
その他経費計	△ 87,939	87,047	20,931
管理費計	△ 87,939	87,047	20,931
経常費用計	716,105	437,594	△ 230,219
当期経常増減額	283,898	△ 136,535	△ 68,283
【経常外収益】			
経常外収益計	0	0	0
【経常外費用】			
経常外費用計	0	0	0
税引前当期正味財産増減	283,898	△ 136,535	△ 68,283
当期正味財産増減額	283,898	△ 136,535	△ 68,283
前期繰越正味財産額	49,935	333,833	197,298
次期繰越正味財産額	333,833	197,298	129,015

監査報告書

特定非営利活動法人ウッドデッキ

代表理事 渡辺 美代子 殿

2026年4月6日（監査報告書作成日）

特定非営利活動法人ウッドデッキ

監事 秋山 咲恵



私は監事として、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び事務局等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び活動計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2)計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

3 特記事項 なし

以上

特定非営利活動法人ウッドデッキ定款より抜粋

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上6人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

特定非営利活動法人ウッドデッキ 法人貢献表彰規程

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ウッドデッキ（以下「当法人」という。）が当法人に貢献した者にウッドデッキ賞（Wood Deck Award）として表彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本表彰は、前条の目的をふまえ、原則として前年度の当法人に最も貢献した会員及び会員外の者を対象とする。

(受賞候補者の募集)

第3条 本表彰の受賞候補者は、当法人の会員が推薦することができ、対象となる者について毎年度募集する。

(選考基準)

第4条 第1条の目的ならびに第2条の対象を踏まえて、以下のいずれかに該当する者を選考する。

- ア. 前年度の当法人の事業に最も貢献した者
- イ. 前年度の当法人の管理に最も貢献した者

(選考方法)

第5条 本表彰の選考は理事会にて行う。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、理事会の審議を経て、理事会が決定する。

(表彰)

第7条 本表彰式は総会において実施する。本表彰の受賞者には、表彰状と表彰トロフィーを授与し、副賞を授与することができる。

(選考結果の公示)

第8条 本表彰の選考結果は、当該年度の年次報告及びホームページにおいて公示する。

(授与証明書の請求)

第9条 受賞者は必要に応じ、代表理事に対して授与証明書の発行を請求することができる。

(個人情報保護)

第10条 受賞者及び受賞候補者に対する個人情報については、別に定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、情報を管理するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、2023年11月1日から施行する。

県指定 NPO 法人制度について

目的：NPO 法人への寄付を促すことで、NPO 法人の活動を支援する

指定の審査：有識者と NPO 関係者等からなる第三者機関（神奈川県指摘特定非営利活動法人審査会）に諮問

規模：規模に拘わらず指定は可能

年間 300 万円未満の小規模法人はインターネットによる書類の公開が任意

メリット：①個人県民税の税制優遇（寄附金の 4% が税額控除、政令指定都市在住者は 2% が税額控除）

②パブリックサポートテスト（PST）要件に適合した法人として認められる

③内部管理がしっかりする

④社会からの信用が高まる

⑤ふるさと納税を活用した NPO 指定寄付（NPO 応援寄付）の対象になる

要件：①県内で活動する特定非営利活動法人（NPO 法人）であること OK

②事業活動の内容について、次の要件に該当していること たぶん OK（横浜市市民協働推進センター団体登録されたため）

・不特定かつ多数の県民の利益に資する

・特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資する

③NPO 法人活動の実績について、次の要件を満たしていること OK

・定款に記載された目的に適った事業の実績があること

・法人以外の者から指示されている実績があること

④運営組織と経理が適切であること OK

・役員に占める役員の親族等の割合が 1/3 以下 他

⑤事業活動の内容が適正であること OK

・宗教活動、政治活動等を行っていないこと

・役員、社員または寄付者等に特別の利益を与えないこと

⑥情報公開を適切に行っていること OK

⑦事業報告書等を期限内に所轄庁に提出していること OK

⑧法令等違反、不正の行為、公益に反する事業等がないこと OK

⑨設立の日から 1 年を超える期間が経過し、少なくとも 2 つの事業年度を終えていること OK

⑩欠格事由に該当しないこと OK

・役員に拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受

けることがなくなった日から5年を経過していない者がいないこと
・役員に暴力団の構成員等に該当する者がいないこと など

公益社団法人とNPO法人の比較

1. 設立要件・監督官庁

項目	公益社団法人	NPO法人（特定非営利活動法人）
設立主体	一般社団法人を設立した上で、「公益認定」を取得する	所轄庁への認証を経て設立
所轄官庁	内閣府または都道府県	都道府県または政令市
設立の難易度	高い（公益性の審査あり）	比較的容易

2. 活動目的と自由度

項目	公益社団法人	NPO法人
活動内容の制限	原則として「公益性の高い事業」に限定	20の「特定非営利活動分野」に限定（ただし柔軟）
収益事業	原則可能だが制限あり（公益目的事業が中心）	認められている（収益事業で得た利益は本来の目的に使用）
事業の自由度	公益性の担保が必要で制限多い	比較的自由度が高い

3. 税制上の扱い

項目	公益社団法人	NPO法人
寄附の税制優遇	寄附者が所得控除・税額控除を受けられる（大きなメリット）	条件付きで「認定NPO法人」になると、同様の税制優遇あり（ハードルが高い）
法人自身の税制	公益目的事業に関しては非課税、収益事業には課税	収益事業には課税（一般の法人と同様）

4. ガバナンスと運営の透明性

項目	公益社団法人	NPO法人
運営の厳格さ	高い（定期的な報告義務、役員の要件なども厳しい）	比較的緩やか
監督・監査	公益認定後は所轄官庁による厳しい監督あり	所轄庁による監督はあるが比較的簡易

5. 設立時のハードル

項目	公益社団法人	NPO法人
設立費用	公証人手数料などが必要で高め	安価に設立可能
必要人数	最低2人の社員（設立後の理事などの制限あり）	原則10人以上の社員が必要（構成員が多い）

まとめ：自由度と信頼性のバランス

項目	公益社団法人	NPO法人
特徴	制度的に厳格で信頼性が高い。税制上のメリットも大きい が 設立・維持が大変	設立・運営の自由度が高く、小規模でも活動しやすい。寄附優遇を受けるには「認定NPO法人」化が必要
向いているケース	公的信頼を得て寄附を多く集めたい場合、 全国規模 の公益活動	地域活動 、小規模団体、迅速に立ち上げたい事業など

メリット

デメリット

NPO法人の種類と比較表（2024年現在）

項目	特定非営利活動法人（NPO法人）	認定NPO法人	条例指定NPO法人（県指定NPO法人）
設立主体	所轄庁の認証（都道府県 or 内閣府）	所轄庁の「認定」を受けたNPO法人	地方自治体の条例で指定
税制優遇	基本的になし	個人・法人の寄付が税控除対象	寄付者の住民税が一部控除される
		収益事業の法人税軽減	（地方税の優遇）
申請要件	比較的簡単（設立要件が明確）	活動実績2年以上	地方自治体によるが、比較的ハードルは認定より低め
		パブリックサポートテスト通過など	
監督・報告義務	年次報告書提出など	? 厳格な情報公開義務	自治体により異なるが、報告義務あり
		? 所轄庁による定期的な監査	
寄付集めのしやすさ	△ 税制優遇がないため寄付が集まりにくい	◎ 税制メリットがあるため寄付集めに有利	○ 住民税控除あり、地域寄付には効果的
社会的信用度	一定の信用あり	◎ 非常に高い（公的に認定されているため）	○ 地域において一定の信用あり
メリット	設立が容易	寄付が集まりやすい	認定NPOより要件が緩い
	自主運営がしやすい	税優遇を受けやすい	地元からの支援を受けやすい
		社会的信用度が高い	PST審査なしに認定NPO法人に申請可能
デメリット	税制優遇がない	要件が厳しい	控除は住民税のみ
	財政基盤が弱くなりがち	維持のための手間が多い	全国的な信用力は限定的

メリット

デメリット